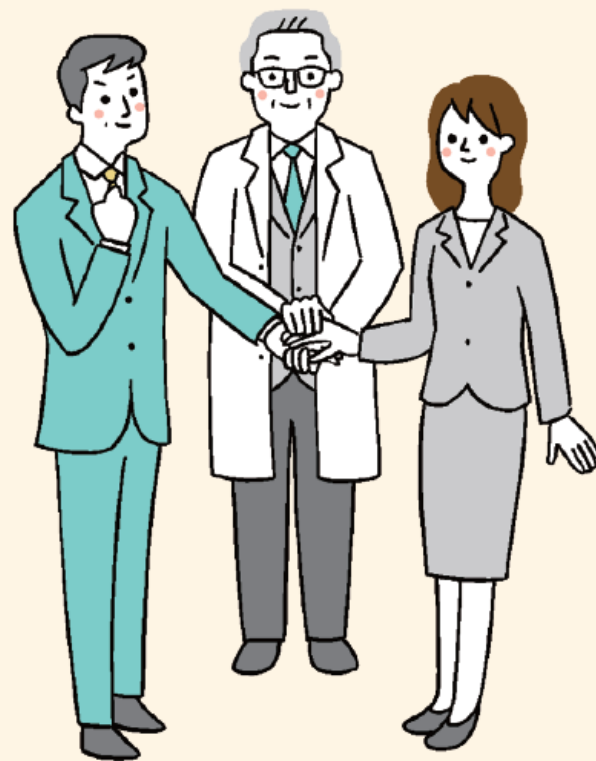


# 協会けんぽの概要

# 「国民皆保険制度」

医療保険は、突然の病気やケガによって生じる経済的な負担を、お互いで支え合うことを目的にしている社会保障制度の1つです。



すべての国民が何らかの医療保険に加入し  
お互いの医療費を支え合う国民皆保険制度



## 医療保険の分類

加入する医療保険は、年齢、職業、地域などに応じて違いがあり、高齢者の医療費を現役世代が支える仕組みとなっています。



### 後期高齢者医療制度

●後期高齢者の医療費の財源構成 (2022年度予算ベース) 出典：厚生労働省 第160回社会保障審議会医療保険部会資料を基に作成

公費(税など)  
**8.5兆円**  
(46.2%)

支援金  
**6.9兆円**  
(37.5%)

保険料  
**1.5兆円**  
(8.2%)

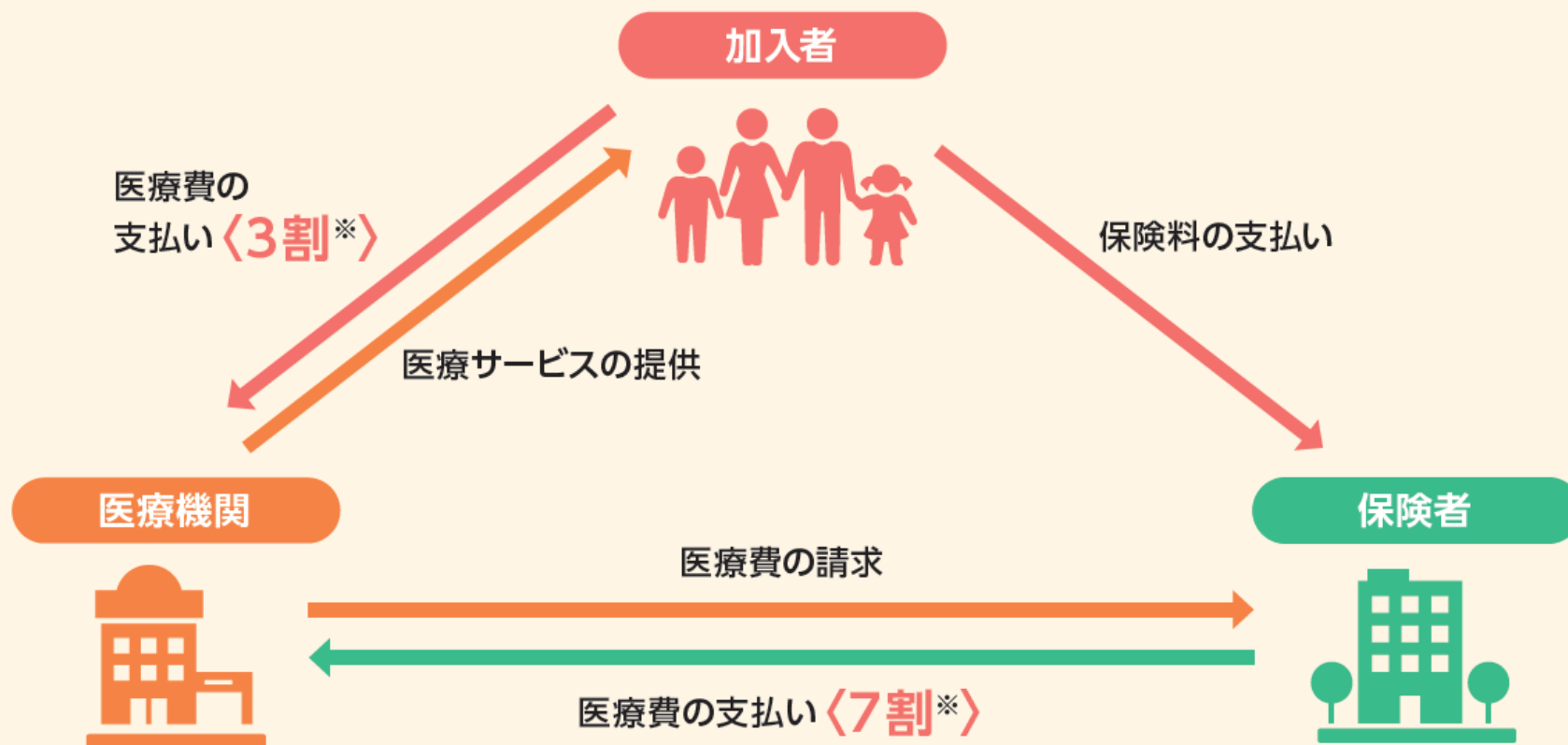
自己負担額  
**1.5兆円**  
(8.2%)

現役世代が支援金を負担

75歳以上

75歳未満

保険の種類	全国健康保険協会 (協会けんぽ)	健康保険組合	共済組合	国民健康保険
主な加入者	主に中小企業で働く方と そのご家族 	大企業で働く方と そのご家族 	公務員等と そのご家族 	自営業者 など 



※自己負担割合は年齢等により設定されているため、1割または2割の場合があります。これに伴い、医療機関が保険者に請求する医療費の額も、9割または8割となります。

なお、同一の月に医療機関で支払った額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、申請することでその超えた分が後日「高額療養費」として払い戻されます。(P.44参照)



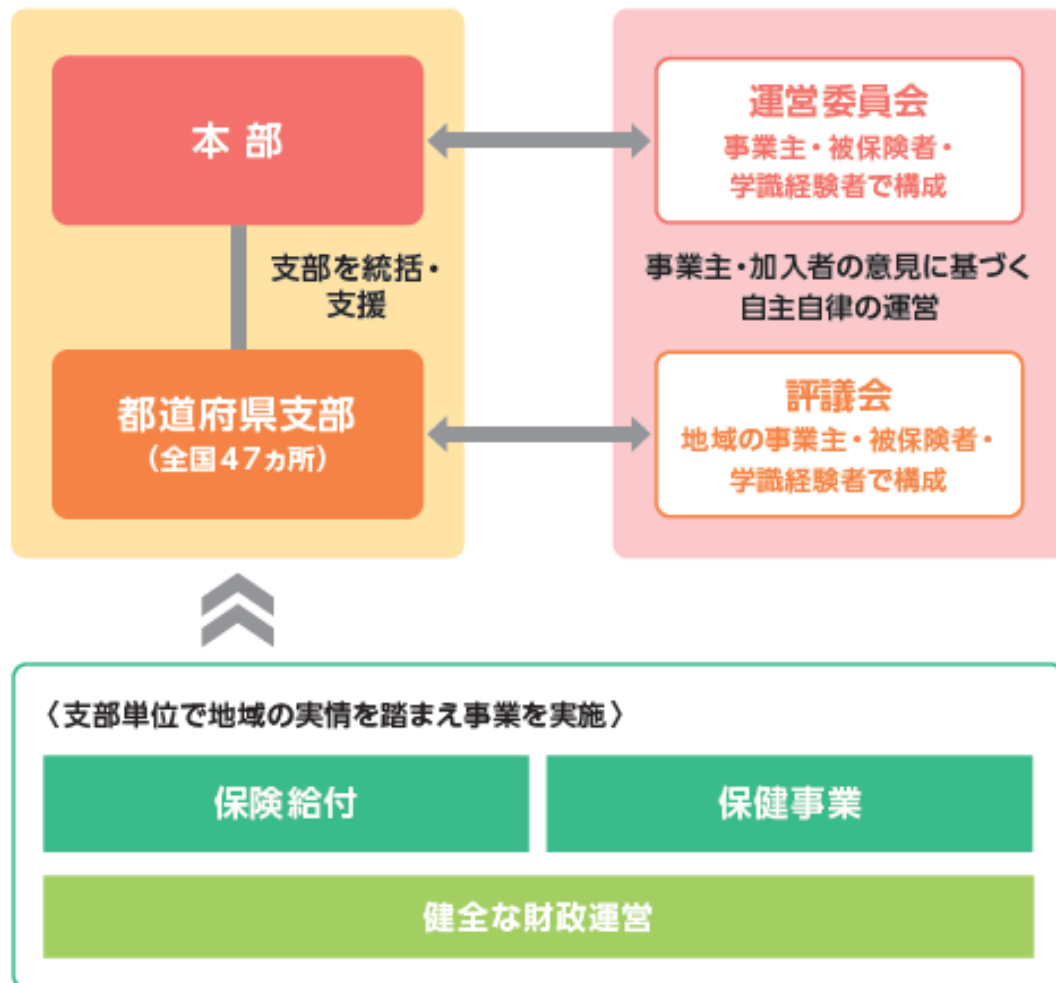
全国健康保険協会

協会けんぽ



## 協会けんぽの運営体制

本部および47都道府県ごとに支部があり、支部単位で地域の実情に応じた取組を実施しています。





## 協会けんぽの特徴は？

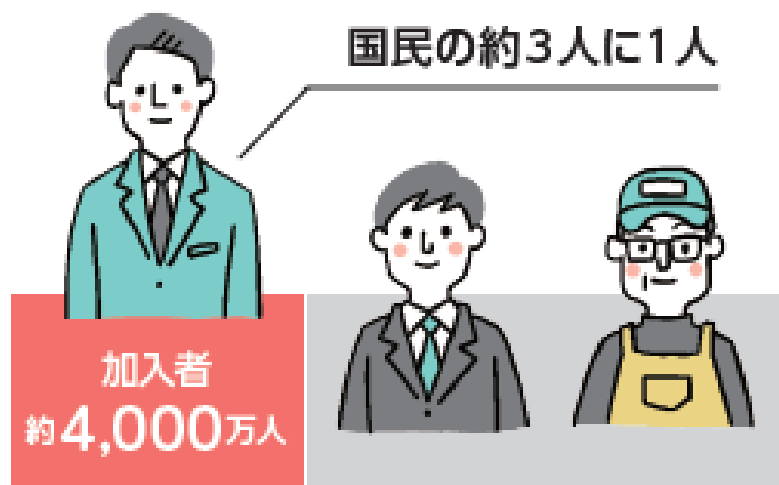
埼玉支部加入状況（2023.3時点）

加入者数：約140万人

加入事業所数：約11万事業所

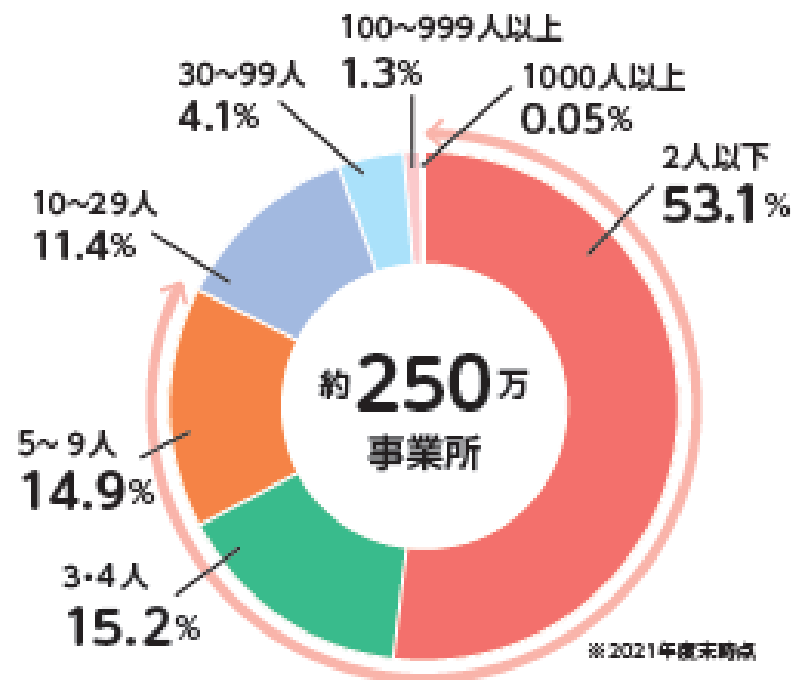
### 特徴1

国民の約3人に1人の**約4,000万人**が加入する日本最大の医療保険者です



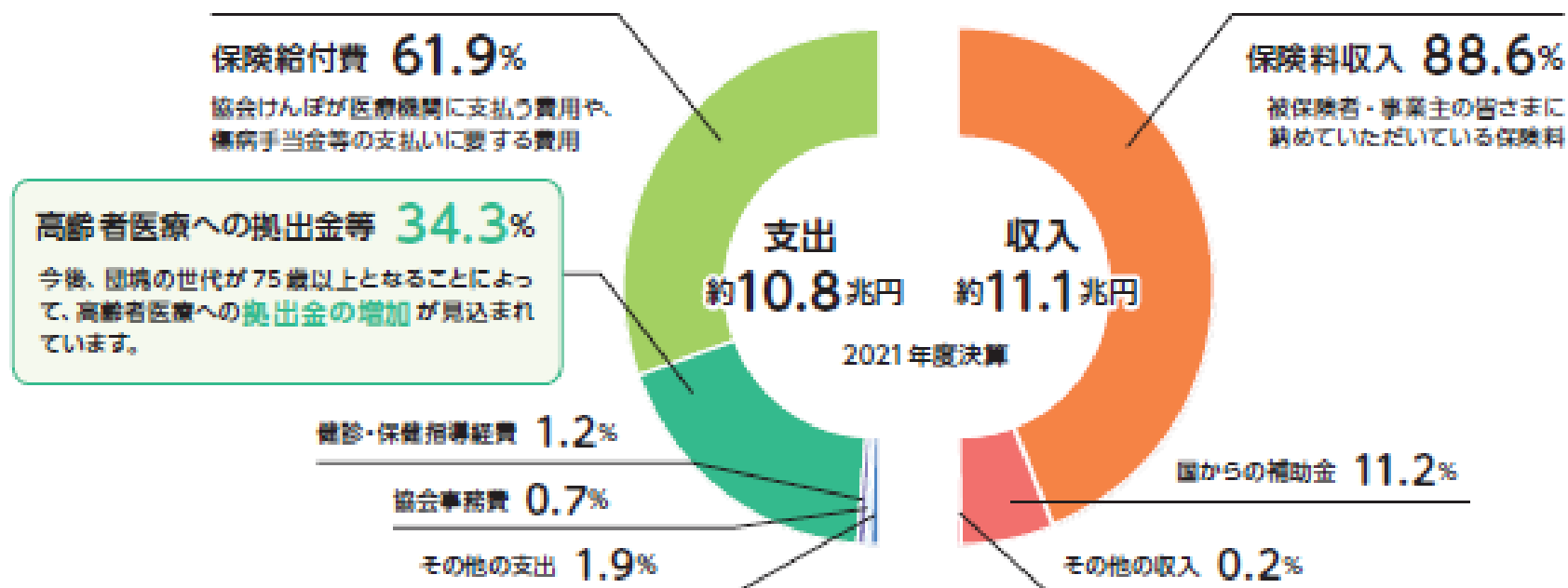
### 特徴2

加入事業所の約8割が従業員**9人以下**の中小企業です



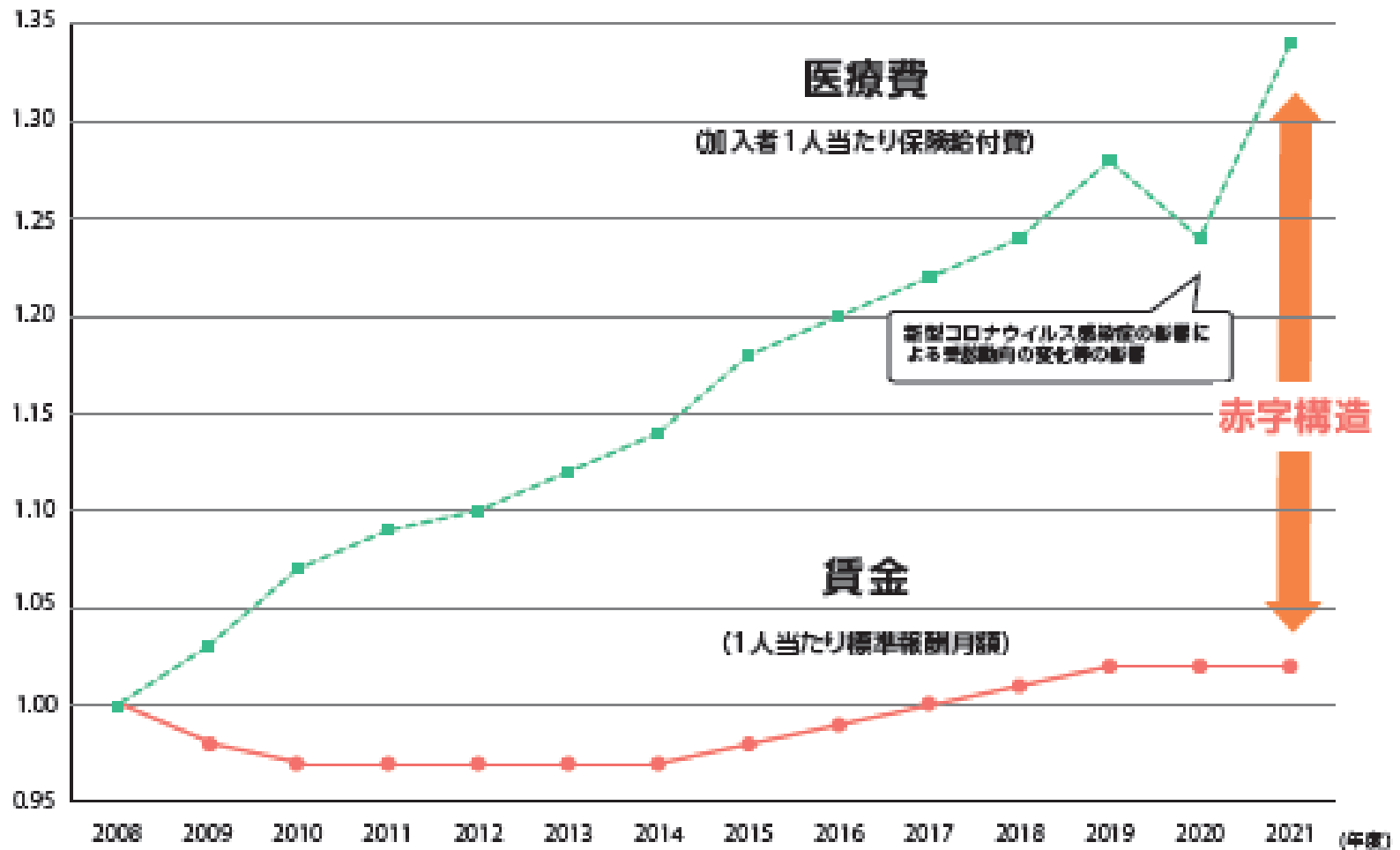
## 協会けんぽの財政構造

協会けんぽの主な収入は、被保険者・事業主の皆さまに納めていただく保険料です。また、支出の約6割は、皆さまが医療機関を受診した際の医療費や各種給付金に使われています。一方、約4割は、高齢者医療への拠出金等に使われており、重い負担になっています。





### ●医療費と賃金の伸びの推移



※数値は2008年度を1とした場合の数値を表示したものです

令和5年度  
埼玉支部保険料率

健康保険料率  
**9.82%**

介護保険料率  
**1.82%**

あなたとあしたへつづく、健康を。  
**けんぽのいっぽ!**

令和5年3月分  
(4月納付分)からの  
保険料率の  
お知らせです

埼玉支部の健康保険料率は  
引き上げとなります

令和5年3月分 (3月納付分)から 前年・前月の	<b>9.71%</b>
令和5年3月分 (3月納付分)から 前年・前月の	<b>9.82%</b>

介護保険料率も変更となります

令和5年3月分(3月納付分)から 前年・前月の	<b>1.64%</b>
令和5年3月分(3月納付分)から 前年・前月の	<b>1.82%</b>

※健康保険料率の上昇は保険料の引き上げとなります。65歳未満の方(介護保険料率の引き上げ)は、健康保険料率の上昇に伴って介護保険料率も引き上げとなります。変更については、変更の月(3月)から変更後の保険料率が適用されます。介護保険料率の変更については、令和5年4月分の保険料率から変更となります。

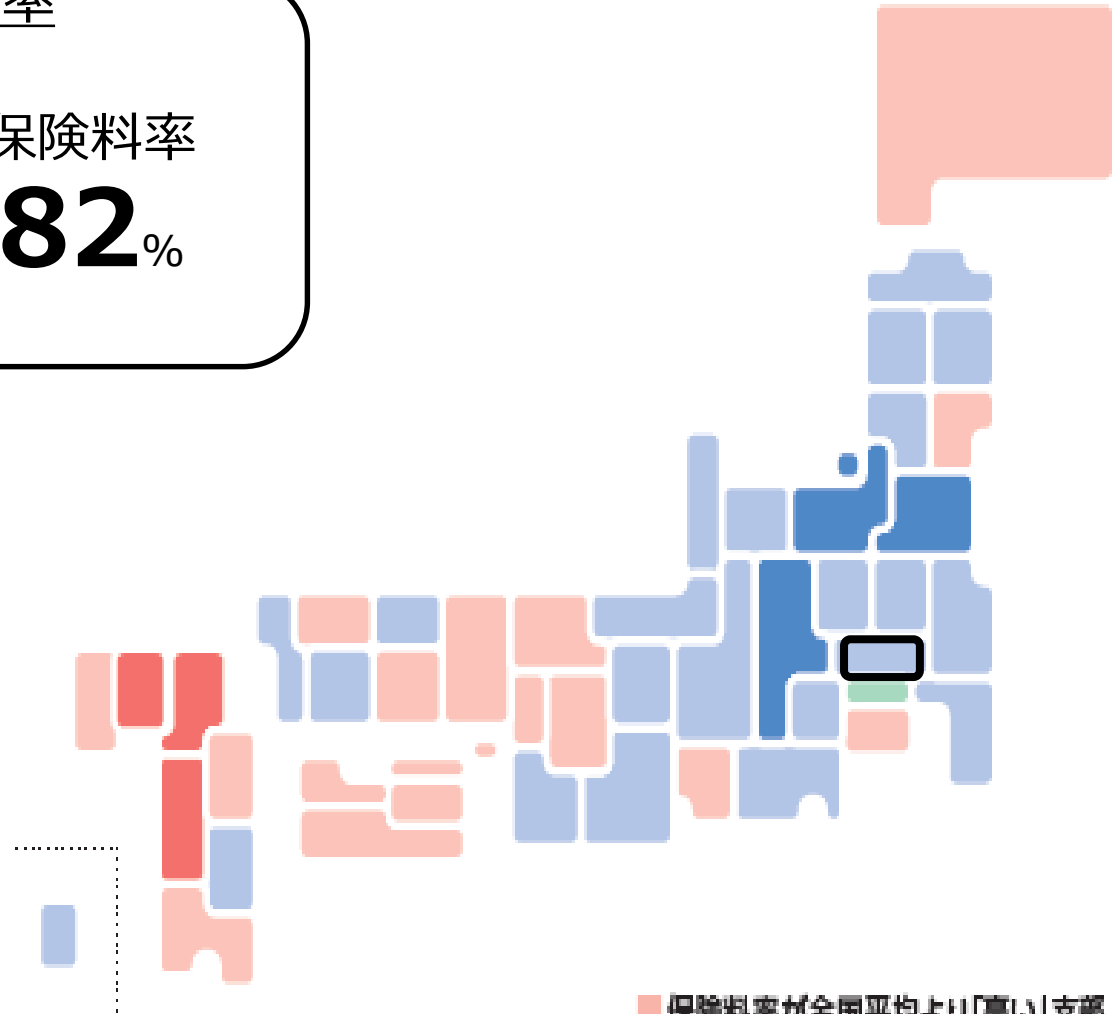
※健康保険料率(4月納付分)は、令和5年4月1日(日)から適用されます。令和5年4月1日(日)以前に納付された保険料は、令和5年4月1日(日)以前に適用された保険料率に基づいて計算された保険料となります。

※健康保険料率(4月納付分)は、令和5年4月1日(日)から適用されます。令和5年4月1日(日)以前に納付された保険料は、令和5年4月1日(日)以前に適用された保険料率に基づいて計算された保険料となります。

※健康保険料率(4月納付分)は、令和5年4月1日(日)から適用されます。令和5年4月1日(日)以前に納付された保険料は、令和5年4月1日(日)以前に適用された保険料率に基づいて計算された保険料となります。

※健康保険料率(4月納付分)は、令和5年4月1日(日)から適用されます。令和5年4月1日(日)以前に納付された保険料は、令和5年4月1日(日)以前に適用された保険料率に基づいて計算された保険料となります。

全国健康保険協会 埼玉支部  
協会けんぽ  
TEL:048-658-5919  
〒330-8500 埼玉県さいたま市中央区



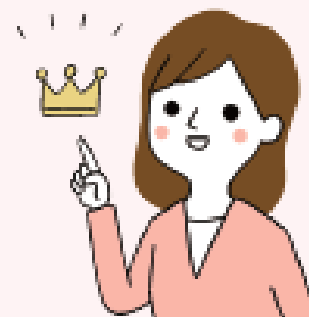
Check

## インセンティブ制度

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき、支部をランク付けし、上位の支部は保険料率が引き下げられる制度です。

すべての加入者・事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。

協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。



## ●5つの指標

1

特定健診等の  
実施率

2

特定保健指導の  
実施率

3

特定保健指導  
対象者の  
減少率

4

医療機関への受診勧奨基準  
において速やかに受診を要  
する者の医療機関受診率

5

ジェネリック  
医薬品の  
使用割合

## 1 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるよう、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆さまの生活に寄り添った丁寧な特定保健指導を実施します。

- 【目標】
- ・健診実施率を65%以上とします
  - ・特定保健指導実施率を35%以上とします



## 2 生活習慣病などの重症化予防

健診の結果、医療機関への受診が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患などの重症化予防に努めます。

- 【目標】
- ・受診のご案内後、3ヵ月以内に医療機関を受診した方の割合を13.1%以上とします



## 3 コラボヘルス

協会と事業所が連携して健康づくりに取り組みます(コラボヘルス)。

事業所ごとの健康状態がわかる事業所カルテをお渡しし、健康宣言を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。

- 【目標】
- ・健康宣言事業所数を70,000事業所以上とします



## 4 ヘルスリテラシーの向上

自治体等の関係団体と連携しつつ、健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシー(健康に対する知識・理解力)の向上に取り組みます。



## 5 医療費の適正化

高齢化の進展等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方(不要不急の時間外受診を控える等)の啓発等に取り組みます。

- 【目標】
- ・協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合を全支店で80%以上とします



## 6 効率化によるサービスの向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス(傷病手当金、出産手当金等)を迅速かつ確実に提供します。また、医療機関窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。

- 【目標】
- ・傷病手当金、出産手当金を、申請受付から10営業日以内にお支払いします



ご清聴ありがとうございました